社会福祉法人園盛会 役員報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人園盛会(以下「法人」という。)の役員等の報酬に関する事項を定めたものである。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

- 第3条 役員等の報酬は、役員等報酬額表に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に 支給する。別途、賞与の支給は行わない。
 - 2 理事において、本部、施設の職を兼務する者は適用しない。
 - 3 報酬額には、理事会並びに評議員会への出席した際の交通費を含める。

(報酬の支払方法)

- 第4条 報酬の支払いは、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月25日(当日が 土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に指定した金融機関の本人名義の口座に振 り込む方法により支払う。
 - 2 報酬の支払額から、源泉所得税額を控除する。

(交通費)

第5条 法人業務に携わった際の交通費は、実費を支給する。

(費用弁償)

第6条 法人業務に携わった際に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その 使途を明記した領収書をもって実費を支給する。

(経費の負担)

第7条 経費は、本部会計で負担する。

第3章 その他

(改 正)

第8条 この規程を改正する場合は、社会福祉法人園盛会評議員会の議決により行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

役員等報酬額表

(1) 理事報酬額表

役職	支給基準額
理事長	月額300,000円
常務理事・本部長	月額200,000円
副本部長	月額100,000円
本部部長・施設長	月額 60,000円
その他	月額 60,000円

(2) 監事報酬額表

	支給基準額
一律	月額100,000円

(3) 評議員報酬額表

	支給基準額
一律	月額100,000円
*	月額150,000円

※ 遠方者は、交通費並びに拘束時間を考慮する。